

【新旧対照表】\_近畿地方所有者不明土地連携協議会規約改正案

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">近畿<u>地区</u>土地<u>政策推進</u>連携協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本会は、近畿<u>地区</u>土地<u>政策推進</u>連携協議会（以下「本協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本協議会は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の<u>適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う用地業務、地籍調査等の土地政策を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携することにより、もって用地業務、地籍調査等の円滑な遂行に寄与することを目的とする。</u></p> <p><u>(活動)</u> 第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる<u>活動を行う。</u> 一 所有者不明<u>土地法</u>の<u>施行に関する情報共有及び支援</u> 二 <u>前号に掲げるもののほか、所有者不明土地問題の解決に関する情報共有及び支援</u> 三 <u>地方公共団体等の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援</u> 四 <u>その他土地政策の円滑な遂行のための情報共有及び支援</u> 五 <u>前各号に関する</u>相談体制（ネットワーク）の構築、相談窓口の設置</p> <p>(構成員<u>及び</u>準構成員) 第4条 本協議会<u>の構成員</u>は、別表1に掲げる行政機関及び別表2に掲げる協力団体<u>のほか総会で加入を認められたもの</u>により構成する。 <u>2 準構成員は、別表3の近畿地方整備局管轄区域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の市町村とする。</u></p> <p>(会長) 第5条 本協議会に、会長を置く。 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってこれに充てる。 3 会長は、会務を統括し、本協議会を代表する。 4 会長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代行する。</p> <p>(総会) 第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、<u>構成員</u>をもって構成する。 2 通常総会は、年度毎に会長の定める時期に開催する。 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。</p>	<p style="text-align: center;">近畿<u>地方所有者不明</u>土地連携協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本会は、近畿<u>地方所有者不明</u>土地連携協議会（以下「本協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本協議会は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）<u>の制定を受け、所有者不明土地に関する事務に係る行政機関及び団体が、当該事務について意見交換や情報共有等を行うとともに、連携して、助言、援助等を行うことにより、もって当該事務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。</u></p> <p><u>(協議事項)</u> 第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる<u>事項について協議する。</u> 一 所有者不明<u>土地問題</u>の<u>解決に向けた助言、事例紹介及び</u>情報共有 二 <u>地方公共団体</u>の所有者不明土地<u>探索に関する支援ニーズ、意向等の把握</u> 三 <u>所有者不明土地法</u>に関する<u>事務についての助言、事例紹介及び</u>情報共有 四 <u>長期相続登記未了土地対策に関する情報共有</u> 五 <u>所有者不明土地問題の解決に向けた</u>相談体制（ネットワーク）の構築、相談窓口の設置 六 <u>前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p>(構成員) 第4条 本協議会は、別表1に掲げる行政機関及び別表2に掲げる協力団体により構成する。 <u>2 行政機関は、所有者不明土地法に関する事務を所掌する行政機関その他総会で認められた者とする。</u> <u>3 協力団体は、前項に規定する事務に係る団体であって、本協議会の活動に賛同し、協力する者とする。</u></p> <p>(会長) 第5条 本協議会に、会長を置く。 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってこれに充てる。 3 会長は、会務を統括し、本協議会を代表する。 4 会長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代行する。</p> <p>(総会) 第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、<u>それぞれ行政機関及び協力団体</u>をもって構成する。 2 通常総会は、年度毎に会長の定める時期に開催する。 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。</p>

- 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に総会への出席を求めることができる。
- 5 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。
- 6 本規約の改正並びに構成員及び準構成員の加入又は脱会、その他本協議会の会務に関する重要な事項については、総会において出席者の過半数をもって決定する。

(幹事会)

第7条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表4に掲げる者をもって構成し、座長がこれを主宰する。
- 3 座長は、近畿地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
- 4 幹事会は、座長が必要と認めるときに開催する。
- 5 幹事会は、必要に応じ、書面により開催することができる。
- 6 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 一 本協議会の会務内容の調整及び執行に関する事項
  - 二 総会に報告する事案に関する事項
  - 三 総会が幹事会に委任した事項
  - 四 作業部会の設置及び解散に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、本協議会の会務に関する事項
  - 六 幹事の変更等幹事会の会務に関する事項
- 7 座長が必要と認めるときは、幹事会構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 8 座長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代行する。

(作業部会)

第8条 幹事会は、第3条各号に掲げる事項を処理するため、作業部会を設置できる。

- 2 作業部会の運営等に関して必要な事項は、幹事会が別に定める。

(事務局)

第9条 本協議会の事務局は、近畿地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局長は、近畿地方整備局用地部用地企画課長をもってこれに充てる。
- 3 事務局は、本協議会運営のための事務を行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営等に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

- 2 本協議会は、委託業務の協議や調整を行わない。

附 則

- この規約は、平成31年2月1日から適用する。  
この規約は、令和元年7月11日から適用する。  
この規約は、令和3年6月14日から適用する。

- 4 会長が必要と認めるときは、行政機関及び協力団体以外の者に総会への出席を求めることができる。
- 5 臨時総会は、必要に応じて書面により開催することができる。
- 6 本規約の改正並びに行政機関及び協力団体の加入又は脱会、その他本協議会の会務に関する重要な事項については、総会において出席者の総意をもって決定する。

(幹事会)

第7条 総会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3に掲げる者をもって構成し、座長がこれを主宰する。
- 3 座長は、近畿地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
- 4 幹事会は、座長が必要と認めるときに開催する。
- 5 幹事会は、必要に応じ、書面により開催することができる。
- 6 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 一 本協議会の会務内容の調整及び執行に関する事項
  - 二 総会に報告する事案に関する事項
  - 三 総会が幹事会に委任した事項
  - 四 作業部会の設置及び解散に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、本協議会の会務に関する事項
  - 六 幹事の変更等幹事会の会務に関する事項
- 7 座長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代行する。

(作業部会)

第8条 幹事会は、第3条各号に掲げる事項を処理するため、作業部会を設置できる。

- 2 作業部会の運営等に関して必要な事項は、幹事会が別に定める。

(事務局)

第9条 本協議会の事務局は、近畿地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局長は、近畿地方整備局用地部用地企画課長をもってこれに充てる。
- 3 事務局は、本協議会運営のための事務を行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営等に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

- 2 本協議会は、委託業務の協議や調整を行わない。

附 則

- この規約は、平成31年2月1日から適用する。  
この規約は、令和元年7月11日から適用する。  
この規約は、令和3年6月14日から適用する。

この規約は、令和4年5月30日から適用する。

別表1 行政機関

行政機関名	登録官職名	備考
国土交通省近畿地方整備局	局長	会長
法務省大阪法務局	局長	会長代行
福井県	土木部長	
滋賀県	土木交通部長	
京都府	建設交通部長	
大阪府	都市整備部長	
兵庫県	<u>土木部長</u>	
奈良県	県土マネジメント部長 地域デザイン推進局長	
和歌山県	県土整備部長	
京都市	<u>行財政局財政担当局長</u> <u>副市長（都市計画局事務取扱）</u> 建設局長	
大阪市	<u>計画調整局長</u>	
堺市	建設局長 建築都市局長	
神戸市	行財政局担当局長（資産活用担当） 建築住宅局長	

別表1 近畿地方所有者不明土地連携協議会 行政機関

行政機関名	登録官職名	備考
国土交通省近畿地方整備局	局長	会長
法務省大阪法務局	局長	会長代行
福井県	土木部長	
滋賀県	土木交通部長	
京都府	建設交通部長	
大阪府	都市整備部長	
兵庫県	<u>県土整備部長</u> <u>まちづくり部長</u>	
奈良県	県土マネジメント部長 地域デザイン推進局長	
和歌山県	県土整備部長	
京都市	<u>行財政局資産活用担当局長</u> <u>都市計画局長</u> 建設局長	
大阪市	<u>契約管財局長</u>	
堺市	建設局長 建築都市局長	
神戸市	行財政局担当局長（資産活用担当） 建築住宅局長	

別表2 協力団体

協力団体名	備 考
日本行政書士会連合会近畿地方協議会	
近畿司法書士会連合会	
日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会	
近畿不動産鑑定士協会連合会	
(公社) 福井県不動産鑑定士協会	
近畿弁護士会連合会	
福井弁護士会	
(一社) 日本補償コンサルタント協会 近畿支部	
<u>(公社) 福井県宅地建物取引業協会</u>	
<u>(公社) 全日本不動産協会福井県本部</u>	
<u>(公社) 滋賀県宅地建物取引業協会</u>	
<u>(公社) 京都府宅地建物取引業協会</u>	
<u>(公社) 全日本不動産協会京都府本部</u>	
<u>(一社) 大阪府宅地建物取引業協会</u>	
<u>(公社) 全日本不動産協会大阪府本部</u>	
<u>(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会</u>	
<u>(公社) 全日本不動産協会兵庫県本部</u>	
<u>(公社) 奈良県宅地建物取引業協会</u>	
<u>(公社) 全日本不動産協会奈良県本部</u>	
<u>(公社) 和歌山県宅地建物取引業協会</u>	
<u>(公社) 全日本不動産協会和歌山県本部</u>	

別表2 近畿地方所有者不明土地連携協議会 協力団体

協力団体名	備 考
日本行政書士会連合会近畿地方協議会	
近畿司法書士会連合会	
日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会	
近畿不動産鑑定士協会連合会	
(公社) 福井県不動産鑑定士協会	
近畿弁護士会連合会	
福井弁護士会	
(一社) 日本補償コンサルタント協会 近畿支部	

別表3 市町村滋賀県

<u>大津市</u>			
------------	--	--	--

京都府

<u>八幡市</u>	<u>与謝郡与謝野町</u>		
------------	----------------	--	--

大阪府

<u>高槻市</u>	<u>寝屋川市</u>	<u>大東市</u>	<u>羽曳野市</u>
------------	-------------	------------	-------------

<u>高石市</u>	<u>藤井寺市</u>	<u>八尾市</u>	<u>泉南郡熊取町</u>
------------	-------------	------------	---------------

兵庫県

<u>姫路市</u>	<u>赤穂市</u>	<u>三木市</u>	<u>加西市</u>
------------	------------	------------	------------

<u>宍粟市</u>	<u>たつの市</u>	<u>丹波市</u>	<u>多可郡多可町</u>
------------	-------------	------------	---------------

<u>美方郡新温泉町</u>			
----------------	--	--	--

奈良県

<u>奈良市</u>	<u>大和郡山市</u>		
------------	--------------	--	--

和歌山県

<u>海南市</u>	<u>有田市</u>	<u>紀の川市</u>	<u>有田郡湯浅町</u>
------------	------------	-------------	---------------

<u>有田郡有田川町</u>	<u>日高郡美浜町</u>	<u>日高郡由良町</u>	<u>日高郡印南町</u>
----------------	---------------	---------------	---------------

<u>日高郡みなべ町</u>	<u>日高郡日高川町</u>	<u>東牟婁郡那智勝浦町</u>	
----------------	----------------	------------------	--

別表4 幹事会

行政機関名	幹事名	備考
国土交通省近畿地方整備局	用地部長	座長
	建政部長	
法務省大阪法務局	民事行政部長	
福井県	土木部土木管理課長	
滋賀県	土木交通部監理課用地対策室長	
京都府	建設交通部用地課長	
大阪府	計画調整局計画部都市計画課長	
兵庫県		
	<u>土木部用地課長</u>	
奈良県	県土マネジメント部用地対策課長	
	地域デザイン推進局県土利用政策室長	
	収用委員会事務局長	
和歌山県	県土整備部県土整備政策局用地対策課長	
	県土整備部都市住宅局都市政策課長	
京都市	行財政局管財契約部資産管理課長	
	<u>都市計画局住宅室住宅政策課</u> <u>空き家対策担当課長</u>	
	建設局道路建設部用地課長	
大阪市	<u>計画調整局計画部都市計画課長</u>	
堺市	<u>建設局用地部用地第二課長</u>	
	建築都市局都市計画部都市計画課長	
神戸市	行財政局資産活用課長	
	建築住宅局政策課担当課長 (空家空地活用担当)	

別表3 近畿地方所有者不明土地連携協議会 幹事会

行政機関名	幹事名	備考
国土交通省近畿地方整備局	用地部長	座長
	建政部長	
法務省大阪法務局	民事行政部長	
福井県	土木部土木管理課長	
滋賀県	土木交通部監理課用地対策室長	
京都府	建設交通部用地課長	
大阪府	都市整備部用地課長	
兵庫県	<u>県土整備部県土企画局総務課収用委員会</u> <u>担当参事</u>	
	<u>県土整備部県土企画局用地課長</u>	
	<u>県土整備部まちづくり局都市政策課</u> <u>土地対策室長</u>	
奈良県	県土マネジメント部用地対策課長	
	地域デザイン推進局県土利用政策室長	
	収用委員会事務局長	
和歌山県	県土整備部県土整備政策局用地対策課長	
	県土整備部都市住宅局都市政策課長	
京都市	行財政局管財契約部資産管理課長	
	<u>都市計画局まち再生・創造推進室</u> <u>空き家対策課長</u>	
	建設局道路建設部用地課長	
大阪市	<u>契約管財局用地部審査課長</u>	
堺市	<u>建設局用地部用地第一課長</u>	
	建築都市局都市計画部都市計画課長	
神戸市	行財政局資産活用課長	
	建築住宅局政策課担当課長 (空家空地活用担当)	

## 近畿地区土地政策推進連携協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、近畿地区土地政策推進連携協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本協議会は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う用地業務、地籍調査等の土地政策を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携することにより、もって用地業務、地籍調査等の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

### (活動)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援
- 二 前号に掲げるもののほか、所有者不明土地問題の解決に関する情報共有及び支援
- 三 地方公共団体等の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 四 その他土地政策の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 五 前各号に関する相談体制（ネットワーク）の構築、相談窓口の設置

### (構成員及び準構成員)

第4条 本協議会の構成員は、別表1に掲げる行政機関及び別表2に掲げる協力団体のほか総会で加入を認められたものにより構成する。

- 2 準構成員は、別表3の近畿地方整備局管轄区域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の市町村とする。

### (会長)

第5条 本協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会務を統括し、本協議会を代表する。
- 4 会長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代行する。

(総会)

- 第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。
- 2 通常総会は、年度毎に会長の定める時期に開催する。
  - 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
  - 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に総会への出席を求めることができる。
  - 5 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。
  - 6 本規約の改正並びに構成員及び準構成員の加入又は脱会、その他本協議会の会務に関する重要な事項については、総会において出席者の過半数をもって決定する。

(幹事会)

- 第7条 総会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表4に掲げる者をもって構成し、座長がこれを主宰する。
  - 3 座長は、近畿地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
  - 4 幹事会は、座長が必要と認めるときに開催する。
  - 5 幹事会は、必要に応じ、書面により開催することができる。
  - 6 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
    - 一 本協議会の会務内容の調整及び執行に関する事項
    - 二 総会に報告する事案に関する事項
    - 三 総会が幹事会に委任した事項
    - 四 作業部会の設置及び解散に関する事項
    - 五 前各号に掲げるもののほか、本協議会の会務に関する事項
    - 六 幹事の変更等幹事会の会務に関する事項
  - 7 座長が必要と認めるときは、幹事会構成員以外の者に出席を求めることができる。
  - 8 座長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代行する。

(作業部会)

- 第8条 幹事会は、第3条各号に掲げる事項を処理するため、作業部会を設置できる。
- 2 作業部会の運営等に関して必要な事項は、幹事会が別に定める。

(事務局)

- 第9条 本協議会の事務局は、近畿地方整備局用地部用地企画課に置く。
- 2 事務局長は、近畿地方整備局用地部用地企画課長をもってこれに充てる。
  - 3 事務局は、本協議会運営のための事務を行う。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営等に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

2 本協議会は、委託業務の協議や調整を行わない。

附 則

この規約は、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。

この規約は、令和元年 7 月 11 日から適用する。

この規約は、令和 3 年 6 月 14 日から適用する。

この規約は、令和 4 年 5 月 30 日から適用する。

別表1 行政機関

行政機関名	登録官職名	備考
国土交通省近畿地方整備局	局長	会長
法務省大阪法務局	局長	会長代行
福井県	土木部長	
滋賀県	土木交通部長	
京都府	建設交通部長	
大阪府	都市整備部長	
兵庫県	土木部長	
奈良県	県土マネジメント部長	
	地域デザイン推進局長	
和歌山県	県土整備部長	
京都市	行財政局財政担当局長	
	副市長（都市計画局事務取扱）	
	建設局長	
大阪市	計画調整局長	
堺市	建設局長	
	建築都市局長	
神戸市	行財政局担当局長（資産活用担当）	
	建築住宅局長	

別表2 協力団体

協力団体名	備考
日本行政書士会連合会近畿地方協議会	
近畿司法書士会連合会	
日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会	
近畿不動産鑑定士協会連合会	
(公社) 福井県不動産鑑定士協会	
近畿弁護士会連合会	
福井弁護士会	
(一社) 日本補償コンサルタント協会 近畿支部	
(公社) 福井県宅地建物取引業協会	
(公社) 全日本不動産協会福井県本部	
(公社) 滋賀県宅地建物取引業協会	
(公社) 京都府宅地建物取引業協会	
(公社) 全日本不動産協会京都府本部	
(一社) 大阪府宅地建物取引業協会	
(公社) 全日本不動産協会大阪府本部	
(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会	
(公社) 全日本不動産協会兵庫県本部	
(公社) 奈良県宅地建物取引業協会	
(公社) 全日本不動産協会奈良県本部	
(公社) 和歌山県宅地建物取引業協会	
(公社) 全日本不動産協会和歌山県本部	

別表3 市町村

## 滋賀県

大津市			
-----	--	--	--

## 京都府

八幡市	与謝郡与謝野町		
-----	---------	--	--

## 大阪府

高槻市	寝屋川市	大東市	羽曳野市
-----	------	-----	------

高石市	藤井寺市	八尾市	泉南郡熊取町
-----	------	-----	--------

## 兵庫県

姫路市	赤穂市	三木市	加西市
-----	-----	-----	-----

宍粟市	たつの市	丹波市	多可郡多可町
-----	------	-----	--------

美方郡新温泉町			
---------	--	--	--

## 奈良県

奈良市	大和郡山市		
-----	-------	--	--

## 和歌山県

海南市	有田市	紀の川市	有田郡湯浅町
-----	-----	------	--------

有田郡有田川町	日高郡美浜町	日高郡由良町	日高郡印南町
---------	--------	--------	--------

日高郡みなべ町	日高郡日高川町	東牟婁郡那智勝浦町	
---------	---------	-----------	--

別表4 幹事会

行政機関名	幹事名	備考
国土交通省近畿地方整備局	用地部長	座長
	建政部長	
法務省大阪法務局	民事行政部長	
福井県	土木部土木管理課長	
滋賀県	土木交通部監理課用地対策室長	
京都府	建設交通部用地課長	
大阪府	計画調整局計画部都市計画課長	
兵庫県	土木部用地課長	
奈良県	県土マネジメント部用地対策課長	
	地域デザイン推進局県土利用政策室長	
	収用委員会事務局長	
和歌山県	県土整備部県土整備政策局用地対策課長	
	県土整備部都市住宅局都市政策課長	
京都市	行財政局管財契約部資産管理課長	
	都市計画局まち再生・創造推進室 空き家対策課長	
	建設局道路建設部用地課長	
大阪市	計画調整局計画部都市計画課長	
堺市	建設局用地部用地第二課長	
	建築都市局都市計画部都市計画課長	
神戸市	行財政局資産活用課長	
	建築住宅局政策課担当課長 (空家空地活用担当)	